

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習（学科及び試問）の開催について

愛媛運輸支局

標記について、令和8年度（7月～9月分）につきまして下記のとおり開催します。

記

1. 学科講習日時及び場所

日付	時間	定員	会場	申請受付期間
令和8年 9月28日(月) 第1回	受付 13:00～13:15 学科講習 13:30～14:30 試問 14:45～	32	愛媛運輸支局 2階 会議室	9月16日(水) ～ 9月25日(金)

※受付期間以外で提出のあったものは受付致しません。

※定員に達した場合、受付を締め切ります。【受付順】

※開催内容については、ウイルス等の感染症拡大防止対策の状況により変更になる場合があります。

2. ウイルス等の感染症拡大防止対策について（状況により条件が厳しくなる場合もあり）

- (1) 講習当日に体調がすぐれない場合は、受講を控えるようお願いします。当日、症状の有無を確認し、参加をお断りする場合があります。
- (2) 受講日当日のマスク着用は個人の判断に委ねておりますが、その場の状況や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、着用を呼びかける場合があります。
- (3) 受講会場の室内換気にご理解ください。
- (4) 受講会場内での大声による会話は控えるようお願いします。

3. 講習の受講資格要件

以下のいずれかの自動車整備士資格を有していること。

- ・ 一級二輪自動車整備士
- ・ 二級ガソリン自動車整備士
- ・ 二級ジーゼル自動車整備士
- ・ 二級自動車シャシ整備士
- ・ 二級二輪自動車整備士
- ・ 自動車車体整備士
- ・ 自動車電気装置整備士

- ・実習受講証がない場合、学科及び試問を受けることができません。

※以上の資格があったとしても、取得したい認証の種類（電子制御装置整備のみ、分解整備及び電子制御装置整備（原動機に係る認証を除く）、分解整備及び電子制御装置整備（原動機に係る認証を含む））によって必要な整備士の要件が変わってきますのでご注意ください。

4. 講習申し込み方法【事前申請必須】

【学科及び試問を受講する場合（実習を受講済みの場合）】

以下の書面を愛媛運輸支局検査整備保安部門へ提出して下さい。

- ① 受講申請書（前ページ■受講申請様式よりダウンロード可能）
- ② 受講票（前ページ■受講申請様式よりダウンロード可能）
- ③ 自動車整備士合格証書又は合格証明書等の写し
- ④ 現に事業場において整備主任者として選任されていることを証する書面（③の書面がない者に限る）
- ⑤ 実習受講証の写し

【学科のみを受講される場合】

以下の書面を愛媛運輸支局検査整備保安部門へ提出して下さい。

- ① 受講申請書（前ページ■受講申請様式よりダウンロード可能）
- ② 受講票（前ページ■受講申請様式よりダウンロード可能）
- ③ 自動車整備士合格証書又は合格証明書等の写し
- ④ 現に事業場において整備主任者として選任されていることを証する書面（③の書面がない者に限る）

【試問のみを受講される場合】

以下の書面を愛媛運輸支局検査整備保安部門へ提出して下さい。

- ① 受講申請書（前ページ■受講申請様式よりダウンロード可能）
- ② 受講票（学科申請時に提出したもの）
- ③ 実習受講証の写し
- ④ 愛媛運輸支局が行った令和7年度自動車検査員研修又は令和7年度整備主任者法令研修を受講済みの方は自動車整備士合格証書又は合格証明書等の写し

【再試問を受講する場合（試問実施日から1年以内に1回に限る。）】

以下の書面を愛媛運輸支局検査整備保安部門へ提出して下さい。

- ① 受講申請書（前ページ■受講申請様式よりダウンロード可能）
- ② 受講票（試問申請時に提出したもの）

5. 当日持参

- ・筆記用具（鉛筆、消しゴム）
- ・講習テキスト（前ページ■講習教材_学科_テキストよりダウンロード出来ます）
- ・運転免許証、「マイナンバーカード」等の本人確認書類

6. 試問、再試問

合格基準：正答率80%

7. 自動車整備振興会のお知らせ

（一社）愛媛県自動車整備振興会からお知らせがありますので、別途、ホームページ等の確認をお願いします。

住 所：愛媛県松山市森松町 1075-2

URL : <http://www.easpa.jp/>

T E L : 089-956-2181

8. お問い合わせ先

愛媛運輸支局 検査整備保安部門

住 所：愛媛県松山市森松町 1070 番地

URL : <https://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/annai/ehime.html>

T E L : 089-956-1561